

児童手当に係る寄附の申出書

多摩市長 殿

私は、児童手当法第20条の規定に基づき、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するよう、多摩市長から支給を受ける児童手当の額のうち、以下の額につき、当該児童手当の支払期日をもって寄附する旨を申し出ます。

また、当該寄附を多摩市長が代理受領することに同意します。

区 分	寄附額	
<input type="checkbox"/> 児童手当の全部 (各月の手当額の全部を寄附)	計	円
<input type="checkbox"/> 児童手当の一部 (各支払期月毎に右の額を寄附)	年10月支払期 (8月分・9月分)	計 円
	年12月支払期 (10月分・11月分)	計 円
	年2月支払期 (12月分・1月分)	計 円
	年4月支払期 (2月分・3月分)	計 円
	年6月支払期 (4月分・5月分)	計 円
	年8月支払期 (6月分・7月分)	計 円

(注) 保育料の特別徴収、学校給食費等の徴収額がある場合は、それらを控除した後の額とします。

◆寄附金は、子ども・子育て支援に関する事業に活かします。

寄附の用途として希望する内容について詳しい説明をご記入ください。

寄附金の用途として希望する内容
(例) 保育所の待機児童対策や運営費に使用、子どもの医療費助成制度に使用 など

【寄附の公表に関する同意について】

多摩市寄附条例施行規則第4条に基づき、氏名、寄附金額等を公表することになっています。

氏名の公表について、
 同意する
 同意しない

年 月 日

住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地）

多摩市

氏名（法人である場合は法人名等）

印

※記名押印に代えて、署名することができます

【注意】

1. 寄附は、児童手当の受給資格者が行うこととなりますので、署名欄と受給資格者名が異なる場合、寄附の申し出はできません。
2. 寄附の申出書は、支払月の前月20日までに提出してください。期限後の申し出はできません。
3. 申し出た寄附は、所定の手続きにより変更又は撤回することができますが、既に手当の支払が行われ、寄附を受領した後は、寄附した額の返還はできません。
4. 寄附の受領額については、別途、受領証明書を発行します。
5. 多摩市外に転居した等により児童手当の支給事由が消滅した場合、転居先の市区町村において、児童手当認定請求および寄附申出書（引き続き寄附をする場合に限り）の提出が必要となります。
6. 手当の額の減額により、この申出書の寄附の額に達しない場合、申出の寄附の額の全部について、寄附は行わないこととなります。